

審査に係る項目及び基準

平成28年3月25日 森整第1903号

山梨県岩石採取計画に係る認可期間を定める事務処理要領第4条に規定する審査に係る項目及び基準は次のとおりとし、審査時点における認可期間内の実績及び見込みを審査する。

なお、採石法第33条の8の遵守義務に違反していないこと及び認可の条件とされている防災施設を優先的に設置整備していることが認められるのであれば、認可採取計画の進捗に関しては、審査の対象外とする。

I 法定事項及び関係他法令の遵守状況

原則として、採石法及び関係他法令に定められた全ての事項が遵守されていなければならない。1つ以上の事項が遵守されていない場合は、審査の対象としない。

II 現行の認可採取計画等の履行状況

現行の認可採取計画等の履行状況に係る評価項目は次のとおりであり、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、評価及び指摘を行う。

各評価項目の円内の数字を評価点とし、該当評価項目を評価した結果、評価点の平均点が4.5以上であれば7年以内の認可申請が行えるものとし、評価点の平均点が4.0以上であれば5年以内の認可申請が行えるものとする。

ただし、全ての該当評価項目を通じて、評価点が1となるものが1つ以上ある場合は、審査の対象としない。

1 保全区域

⑤ 認可採取計画どおりに確保され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘がない。

③ 認可採取計画どおりに確保されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切な改善がなされた、又はその見込みがある。

① 上記以外。

2 転落石防止施設

⑤ 認可採取計画どおりに設置され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘がない。

③ 認可採取計画どおりに設置されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。

① 上記以外。

3 車両等の通路

- ⑤ 認可採取計画どおりに設置され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘がない。
- ③ 認可採取計画どおりに設置されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

4 ベンチの高さ及び幅（評価項目16に係るものを除く。）

- ⑤ 認可採取計画どおりに形成され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘がない。
- ③ 認可採取計画どおりに形成されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

5 ベンチの法面（評価項目16に係るものを除く。）

- ⑤ 認可採取計画どおりに形成され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘がない。
- ③ 認可採取計画どおりに形成されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

6 粉じん災害防止措置（評価項目11、12、13に係るものを除く。）

- ⑤ 認可採取計画どおりに措置され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の監督や実施状況に係る指摘がない。
- ③ 認可採取計画どおりに措置されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の監督や実施状況に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

7 騒音災害防止措置（評価項目13に係るものを除く。）

- ⑤ 認可採取計画どおりに措置され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の監督や実施状況に係る指摘がない。
- ③ 認可採取計画どおりに措置されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の監督や実施状況に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

8 場外搬出路等（岩石採取場付近公道等）

- ⑤ 認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、道路等の汚れ、破損への日常の対応に係る指摘がない。
- ③ 認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、道路等の汚れ、破損への日常の対応に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

9 排水路

- ⑤ 認可採取計画どおりに設置され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘がない。
- ③ 認可採取計画どおりに設置されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

10 沈砂（澱）池等

- ⑤ 認可採取計画どおりに設置され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘がない。
- ③ 認可採取計画どおりに設置されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

11 廃土石の場内たい積（一時たい積を含む。）

- ⑤ 認可採取計画どおりに実施され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の監督や実施方法に係る指摘がない。
- ③ 認可採取計画どおりに実施されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の監督や実施方法に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

12 廃土石の場外たい積（一時たい積を含む。）

- ⑤ 認可採取計画どおりに実施され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の監督や実施方法に係る指摘がない。
- ③ 認可採取計画どおりに実施されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の監督や実施方法に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

13 破碎・選別・洗淨施設

- ⑤ 認可採取計画どおりに設置され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘がない。
- ③ 認可採取計画どおりに設置されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

14 埋戻し又は盛土

- ⑤ 認可採取計画どおりに実施され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の監督や実施方法に係る指摘がない。
- ③ 認可採取計画どおりに実施されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の監督や実施方法に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

15 緑化

- ⑤ 「採石場における緑化に関する指針」どおりに実施され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や保育に係る指摘がない。
- ③ 「採石場における緑化に関する指針」どおりに実施されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や保育に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

16 最終残壁

- ⑤ 認可採取計画どおりに形成され、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘がない。
- ③ 認可採取計画どおりに形成されており、認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、日常の点検や維持、管理に係る指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

17 認可の条件

- ⑤ 不可抗力による場合を除き、全ての認可の条件が遵守されているため認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、指摘がない。
- ③ 軽過失により、一部の認可の条件が遵守されていなかったため認可権者が実施する審査又は災害防止パトロールにおいて、指摘があったものの、指摘後に適時適切に改善がなされた、又はその見込みがある。
- ① 上記以外。

採取計画等の履行状況の審査表

「山梨県岩石採取計画に係る認可期間を定める事務処理要領」第4条に基づき岩石採取場について審査しました。

平成 年 月 日
職 氏 名 _____ 印

I 法定事項及び関係他法令の遵守状況

項 目	処 理 状 況
第32条の7 (変更の届出)	
第32条の12 (業務管理者の義務等)	
第33条の15 (標識の掲示)	
第34条の2 (帳簿の備付け等)	
第42条 (報告)	
関係他法令	

II 現行の認可採取計画等の履行状況

番号	評価項目	評価点			番号	評価項目	評価点		
		5	3	1			5	3	1
1	保全区域				10	沈砂(澱)池等			
2	転落石防止施設				11	廃土石の場内たい積			
3	車両等の通路				12	廃土石の場外たい積			
4	ベンチの高さ及び幅				13	破碎・選別・洗浄施設			
5	ベンチの法面				14	埋戻し又は盛土			
6	粉じん災害防止措置				15	緑化			
7	騒音災害防止措置				16	最終残壁			
8	場外搬出路等				17	認可の条件			
9	排水路					評価項目合計			

算式

平均点 _____ =

以上のとおり審査した結果、

- ① 「7年以内の認可期間」を適用して差し支えない。
- ② 「5年以内の認可期間」を適用して差し支えない。
- ③ 「3年以内の認可期間」とすることが適当である。

現行の認可採取計画等の履行状況

採石業者名 _____

番号	評価項目	評価点			番号	評価項目	評価点		
		5	3	1			5	3	1
1	保全区域				10	沈砂（澱）池等			
2	転落石防止施設				11	廃土石の場内たい積			
3	車両等の通路				12	廃土石の場外たい積			
4	ベンチの高さ及び幅				13	破碎・選別・洗浄施設			
5	ベンチの法面				14	埋戻し又は盛土			
6	粉じん災害防止措置				15	緑化			
7	騒音災害防止措置				16	最終残壁			
8	場外搬出路等				17	認可の条件			
9	排水路					評価項目合計			